

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	工事検査室 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 23 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 26 日
担 当	工事検査室 (TEL 058-214-4952)

意見	措 置 状 況
1 岐阜市建設工事総合評価審査委員会委員に対する報酬の支給について 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項は、月額又は年額以外をもって定める報酬は、その職務を行った都度、支給すると規定している。 電子メールにより委員に意見を求める場合も職務を行ったと考えられるが、岐阜市建設工事総合評価審査委員会において、メール形式で会議が開催された場合は、委員に対し報酬を支給していなかった。 今後は、同条例に定める「職務」の内容で判断し、委員に対する報酬の支給について検討されたい。	定期監査及び行政監査の意見および令和2年11月25日付けで、行財政改革課長と人事課長名による「附属機関の会議を書面により開催した場合の委員に対する報酬の取扱いについて(通知)」を受けて、岐阜市建設工事総合評価審査委員会において電子メールにより委員に意見を求める場合には、報酬を支給することとした。 令和2年度中、既に開催した計10回のメール形式の審査委員会に関する委員への報酬の支給を、令和2年度内に完了した。